

北海道情報大学 ネットワーク運用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、北海道情報大学（以下「本学」という。）における北海道情報大学コンピュータネットワーク（以下「本学ネットワーク」という。）の管理及び運用について定めることを目的とする。

2 本学ネットワークをHIUNETと称する。

(構成)

第2条 本学ネットワークとは、次の設備により構成される集合体をいう。

- (1) ネットワークケーブル
- (2) 情報コンセント
- (3) 各種サーバマシン
- (4) 各種端末
- (5) 学内LAN設備
- (6) 本学が主体で契約するコンピュータ設備
- (7) 本学所有のIPアドレスを付したネットワーク通信機能を持つ機器
- (8) 本学所有のドメイン名を付したネットワーク通信機能を持つ機器
- (9) その他、ネットワークの維持に必要とされる機材

(構成員)

第3条 本学構成員とは、本学の教職員及び本学所属の学生をいう。

(管理及び運用)

第4条 本学ネットワークの管理及び運用は、次によるものとする。

- (1) 本学ネットワークの管理及び運用は、原則として情報センター長が行う。
- (2) 情報センター長は、適当と認められる管理区分について、管理及び運用業務をネットワーク管理部門管理責任者（以下「ネットワーク管理責任者」という。）と情報システム管理室に委託することができる。

(利用と接続)

第5条 本学ネットワークの利用とネットワーク機器の接続は、次によるものとする。

- (1) 本学構成員及び情報センター長が特に認めた者は、本学ネットワークを利用することができる。
- (2) 本学ネットワークにネットワーク機器を接続する場合は、情報センター長の許可を必要とし、ネットワーク管理責任者が割り当てたネットワークアドレスを必ず使用しなければならない。
- (3) 本学ネットワークを経由して学外のお他組織のネットワークを利用する場合には、当該組織のネットワーク利用規程を遵守しなければならない。
- (4) 本学ネットワークを構成する機器等の設置については、情報センター長の許可を必要とし、運用体制を明確にしなければならない。

(利用申請)

第6条 本学ネットワークの利用申請は、次に定めるところによる。

- (1) 本学ネットワークを利用しようとする者は、情報センター長に利用申請を行わなければならない。
- (2) 申請者は、利用申請事項に変更が生じた場合、情報センター長に変更内容を届け出なければならない。

(許 可)

第7条 前条に基づく利用申請については、ネットワーク管理責任者を経て、情報センター長が申請者に利用許可を与える。

(利用者の責任)

第8条 本学ネットワーク利用者は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 法律に違反する行為又は違反するおそれのある行為若しくはこれらに加担する行為
- (2) 公序良俗に反する内容の情報を公開若しくは仲介すること。
- (3) ネットワーク資源又は他者のアカウントを不正に使用すること。

2 不適切な利用に起因する損害等の責任は、利用者本人に帰するものとする。

(不測事態への対応)

第9条 情報センター長は、本学ネットワーク利用者がこの規則に違反する行為又は不適切な利用を行っているとは判断した場合には、情報センター運営委員会の議を経て、次の措置を講じることができる。

- (1) 利用者が本学学生の場合、その処分を学生委員会に諮問する。
- (2) アカウント抹消など必要な技術的手段をとる。

(情報セキュリティへの対応)

第10条 情報センター長は、本学ネットワークにセキュリティ上の問題が発生していると判断した場合は、次の措置を講じることができる。

- (1) セキュリティ上必要な場合、本学ネットワーク構成機器を即時に停止する。
- (2) 本学ネットワーク構成機器の設置主体に対して、必要なセキュリティ対策を行うよう命じる。

(運営に従事する者の責任)

第11条 本学ネットワークの管理及び運用に従事する者は、通信の秘密を犯してはならない。

(雑 則)

第12条 この規則に定めるもののほか、本学ネットワークの利用に関し必要な事項は、情報センター運営委員会の議を経て、情報センター長が定める。

(改 廃)

第13条 この規則の改廃は、情報センター運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成12年1月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。